

個人情報ファイル簿

①個人情報ファイルの名称	選挙システム	
②実施機関の名称	選挙管理委員会	
③個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務課 総務係	
④個人情報ファイルの利用目的	公職選挙法による選挙人名簿を調製(登録・抹消)。定時登録は年4回(3・6・9・12月)で、選挙時登録は各選挙時に登録・抹消事務を行う。	
⑤記録項目	1宛名番号、2世帯番号、3世帯内順位、4カナ氏名、5漢字氏名、6続柄、7生年月日、8性別、9郵便番号、10住所、11行政区、12選挙投票区、13住民日、14住民届出日、15住民事由、16非住民日、17非住民届出日、18非住民事由、19転出日、20転出先住所、21選挙資格有無、22名簿頁番号、23名簿行番号、24旧選挙投票区、25前名簿頁番号、26前名簿行番号	
⑥記録範囲	選挙人名簿登録者	
⑦記録情報の収集方法	その他(住民情報システムから収集)	
⑧要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
⑨記録情報の経常的提供先	他市町村選挙管理委員会、北海道選挙管理委員会	
⑩開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 真狩村総務課	
	(所在地) 〒048-1631 真狩村字真狩118番地	
⑪訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	記録項目の内容については、公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号)第27条第3項に基づく訂正又は修正	
⑫⑬個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ■有 □無	
⑭行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
⑮行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
⑯行政機関等匿名加工情報の概要	—	
⑰作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
⑱作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
⑲記録情報に条例要配慮個人情報が含まれている時はその旨	—	